

- 禁止など
- ⑨農産物に係る生産者・実需者取引価格の行政等による設定など
- ⑩宅地開発等指導要綱、ふくみ調理師の免許、景観条例など

1 公的規制の目的

公的規制は、国民や企業の自由な活動に任せていたのでは、国民生活の安全が損なわれる、産業経済の健全な発展が図れないなどの問題が生ずるおそれがある場合に、公共の福祉に著与する特定の政策目的を達成するために、一定の活動を禁止したり、活動に失って行政の許可、認可などを得なければならぬなどの制限を加えたりするものである。

公的規制が課される目的を、国民や企業の自由な活動に任せていた場合に生ずる主な問題ごとに分類すると、

- ①自由な活動に任せていては、安全の確保、環境の保全などが十分に図られなくなるため、これを回避する目的で政府が何らかの規制を行う場合（外郭不越法の場合）
- ②例）高圧ガス保安法、消防法などによる安全規制、大気汚染防止法による環境規制
- ③例）サービスを生産・提供する側の情報を消費者が十分に得ることができないために被害の利益を解消する目的で、政府が何らかの規制を行う場合（情報の不完全性による不利益の回避）
- ④例）家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法などによる商品の品質・安全性の表示に関する規制
- ⑤環境の利益が存在する場合、自由競争に任せていては最終的に市場が独占され、価格決定やサービスの提供面で消費者が不利益を被る結果となるので、こうした事態を避けるため、政府が特定の事業者に参加を認めると、価格やサービスの提供等についても規制を行う場合（環境の利益が存在することによる不利益の回避）
- ⑥例）電気事業法、ガス事業法の規制
- ⑦例）繊維産業の育成や畜産産業の円滑な構造転換など、産業の健全な育成を図るため、政府が参入の規制などを行う場合（産業の健全な育成）
- ⑧農産物需給の調整と安定を図ることにより、消費者の家計の安定と生産者の所得の確保を行う場合（食料供給力の確保・確保と国土・環境保全などの農業・農村の公益的機能の発揮）
- ⑨例）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規制などが考えられる。

5 政策評価制度の在り方に関する最終報告（抄）

〔平成12年12月11日
政策評価の手法等に関する研究会〕

II 政策評価の標準的な方式の導入及び実施の在り方

1 事業評価の導入及び実施の在り方

(5) 各行政分野等における評価の導入及び実施の在り方

エ 規制

(7) 規制の評価の必要性

規制は、国や地方公共団体が国民の活動に対して特定の政策目的の實現のために関与・介入するものであり、行政の広範な分野における重要な政策手段の一つとなっている。しかし、規制は一度設けられると、国民の権利が制限され、義務が課せられるなど国民生活や社会経済に大きな影響を与えることになるものである。また、多額の財政支出を伴わない場合にも、規制を受ける者の活動を過度に抑制したり、国民にとって潜在的に大きな負担を発生させる可能性を持つものもあると指摘されている。

このため、規制の新設・見直しにあたっては、どのような目的の實現のために実施され、いかなる効果をもち、そのためにどの程度の負担が生じるかなどについて事前の時点で評価を行い、これを国民に対して明らかにすることが必要である。

我が国の「規制緩和推進法(年計画)(再改正)」(平成12年3月閣議決定、以下、「3か年計画」という。)においても、「各行政分野の行政の規制について、新設する場合も含め、その効果と負担についての国民への説明責任を果たすことができるシステムの確立に向けて、政策評価機能の充実・強化という観点から、検討を進める」とこととされている。

このように、政策評価の導入に当たり、規制の評価への取組が緊要の課題となっている。

(4) 諸外国における規制の評価の現状

諸外国の状況を見てみると、米国、英国、オーストラリア、カナダ等においては、規制の新設・見直しに当たり、事前の時点で評価を行うこととされている。その際、一定の仕組みの下で、規制の影響に関する分析が行われている。

規制の影響に関する分析の具体的な内容や対象、手続などの仕組みは国によって様々であるが、基本的には、規制の必要性の説明、規制の新設・見直しに伴って発生する社会における便益や費用の推計、便益が費用を上回っていることの説明、他の代替案との比較、真正な手続が踏まれていることの説明などが行われている。

ただし、諸外国の事例によれば、必ずしも全般的に定量的な分析が行われているわけではないが、規制の影響のうち、特に規制遵守費用 (compliance cost) については、定量的に示されている例も多

い。このような規制の影響に関する分析の取組については、米国においては、特に安全、健康、環境の分野で進んでいるが、分析の対象については、年間1億ドル以上の影響をもたらす重要度の高いものに範囲を限定している。

(ウ) 我が国における規制の評価をめぐる状況
我が国では、規制緩和を進める一環として、規制の新設を抑制する観点から、3か年計画に基づいたような規制の新設審査が実施されている。

(1) 各名片は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、①規制の必要性、②規制により期待される効果、③規制により予想される国民の負担等について検討し、検討結果を毎通商国会終了後速やかに国民に分かりやすく公表する。

(2) 内閣法制局、総務庁行政管理局及び大蔵省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

政策評価の観点から、このような仕組みにおける検討の取組を見ると、必要な情報・データの収集や評価手法等に関する研究・開発などが進んでいないため、規制の影響に関する十分な分析が行われていないとはいえない現状にある。例えば、規制の影響に関する分析の基礎的な項目である規制遵守費用を把握するための情報・データの収集も、十分に行われていないのが実情である。また、評価手法やその適用に関する知識や技能の蓄積が不足していることも含めず、具体性や掘り下げの面で不十分であるとの指摘もある。

(エ) 規制の評価に対する考え方
以上のことから、我が国において規制の評価への早急な取組が必要な時期に来ているものと考えられ、各府省においては、評価に必要な情報・データの収集を進め、可能なものから順次評価に取り組んでいくことが重要である。

その際、規制遵守費用を可能な限り定量的に推計したり、規制の便益や費用の帰属先を把握することなどから取り組み、規制の評価に関する知識や技能を蓄積していくことにより、評価の質の向上を図ることが求められる。また、規制の評価手法等に関するケース・スタディ等を行いながら調査研究を進めたり、執行的に評価を行っていくことも重要である。

このような取組においては、新規の規制で、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや諸外国で実施の蓄積があるものなどを優先的に取り上げていくことが考えられる。

以上のような取組と並行して、規制の評価の仕組みの具体的な在り方について早急な検討し、その具体化を図ることも重要である。

さらに、こうした規制の評価の進展を踏まえつつ、規制の新設審査における検討内容等の充実を図ることも求められる。

6 政策評価に関する基本方針（抄）

〔平成13年12月28日
閣議決定〕

I 政策評価に関する基本計画の指針

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

ア 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果等を基礎としての適宜な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供することとする。

イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき評価が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。なお、規制については、規制改革の推進に関する景次の閣議決定の趣旨を踏まえ、政策評価に必要な情報・データの収集を進め、積極的に基盤に向けて取り組むものとする。

ウ 事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。

7 規制改革の推進に関する第3次答申（抄）

平成15年12月22日
総合規制改革会議

第1章 分野横断的な取組

5 規制に関する基本ルールの見直し

【具体的施策】

1 今後の規制改革推進の在り方

(3) 規制改革推進機関による規制改革手法の見直し

規制は、その導入時に、社会的なニーズを背景として、相応の検討を経て設けられるものであるが、その後の社会経済情勢の変化の中で、その意義や必要性が低下したにもかかわらず規制が見直されない場合に、多くの問題が生じる。

したがって、規制改革推進機関の活動の中心は、今後とも既存規制の見直しとすべきであるが、その手法について、従来の手法に加え、以下の手法も取り入れるべきである。

① 規制影響分析(RIA: Regulatory Impact Analysis)の活用

規制影響分析(RIA)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

基本的に、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるものであるが、それに加え、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断する材料としても有効である。

したがって、後述(2)(1)のとおり各府省が実施すべきRIAについて、規制改革推進機関が既存規制をチェックする際にも活用できるような仕組みを作るべきである。

2 規制に際する手続の見直し

(1) RIA導入の推進【平成16年度以降逐次実施】

RIAは、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関が行政政策の評価に関する法律(平成18年法律第86号)に基づく「政策評価に関する基本方針」(平成19年12月28日閣議決定)において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を著実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかんながら、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、予ての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進すべきである。

① RIAについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行政政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革推進機関と連携しつつ試行的なRIAの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にしてその評価手法の開発の推進に努めるべきである。

また、各府省においても、規制改革推進機関及び総務省と連携しつつ評価手法の開発に取組むべきである。

8 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（抄）

平成17年3月25日
閣議決定

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

① 規制改革推進及び関連する諸組織との連携の在り方

エ 既存規制のチェックの際活用すべきである「規制影響分析(RIA)」について、その分析手法の開発・向上に向け、規制改革・民間開放推進会議と総務省及び各府省は連携する。

② 規制改革手法の見直し

規制改革・民間開放推進会議の活動の中心は、今後とも既存規制の見直しとすべきであるが、その手法について、従来の手法に加え、以下の手法も取り入れることとする。

ア 規制影響分析(RIA: Regulatory Impact Analysis)の活用

規制影響分析(RIA)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

基本的に、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるものであるが、それに加え、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断する材料としても有効である。

したがって、後述(2)①のとおり各府省が実施すべきRIAについて、規制改革・民間開放推進会議が既存規制をチェックする際にも活用できるような仕組みを作ることとする。

ウ 規制の把握と公開

規制改革・民間開放推進会議が原案的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報(RIA等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。)が規制改革・民間開放推進会議に提供されることとした仕組みを作ることをする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革・民間開放推進会議のみならず多数の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革・民間開放推進会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一貫性を持たせるとともに、RIA等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにすることが重要である。

なお、情報提供された原則案の中に、上述の「考慮」に照らして改革の方向性や理念に反すると認められるものがあつた場合、規制改革・民間開放推進会議は、所管府省に対して必要に応じて意見を述べるべきこととする。

その際、規制の新設審査(※)を行うこととされている各府省の大臣官房等、内閣法制局、経済省行政管理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行うとともに、規制改革、民間開放推進会議の求めに応じて、情報提供など必要な協力を行うこととする。

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直しこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当でないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項(以下「見直し条項」という。)を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。

各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する節局において審査を行うこととする。

このため、RIAの執行的実施が行われるまでの間、各府省は、規制の新設に当たり、規制の必要性、期待される効果、予想される国民の負担等のコスト等について検討し、その検討結果を見直し条項を付した法律及び見直し条項に基づく見直しの結果とともに、毎通常国会終了後速やかに国民に分かりやすく公表する。

また、内閣法制局、経済省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれ所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、経済省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省が行う規制の新設又は改廃に係る意見提出手続に際し、必要に応じ意見を述べざるものとする。

(2) 規制に係る手続の見直し

① RIA導入の推進

RIAは、1980年代以降、米、英、国等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成18年法律第86号)に基づき(政策評価)に關する基本方針(平成13年12月28日閣議決定)において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を著実に推進する必要があるもの、義務付けには至っていない。

しかしながら、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改定時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進する。

7 RIAについては、各府省において平成16年度から執行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、(行政機関が行う政策の評価に関する法律)の枠組みの下で義務付けを認めるものとする。

このため、毎年度、経済省は、規制改革、民間開放推進会議と連携しつつ執行的RIAの実施状況を把握・分析するとともに、その結果が得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に示して進捗することや調査研究等を通じて、政府評価の観点から早急に必要な評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革、民間開放推進会議及び経済省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。

イ RIAが客観性をもち得るためには、可能な限り定量的かつ詳細な分析が必要であるが、その分析手法が確立していない現時点においては、一律に定量的かつ詳細な分析を義務付けることは行政コストを増大させるのみで其益に乏しい。

したがって、当面、RIAについては、諸外国の例を参考にしつつ分析項目のみ提示し、内容面については徐々に充実させていくことが適当である。また、定期的なレビューの実施に資するため、レビューの時期や規制の見直し条件等を盛り込むことが適当である。

項目例としては、以下の項目が考えられる。

(ア) 規制の存在(規制の目的、必要性等を含む。)

(イ) 規制の費用分析(規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計)

(ロ) 規制の収益分析(規制実施による事業者や国民への便益、社会的便益の推計)

(ニ) 規定できる代替手段との比較考量

(ホ) 規制を見直す条件

(カ) レビューを行う時期

II 16年度重点計画事項

(分野横断的な取組)

14 規制の見直し基盤の策定等

2 規制影響分析(RIA)の義務付けに向けた取組の推進【平成16年度以降逐次実施】

見直し基盤の策定及び策定された見直し基盤に基づき規制の見直しに当たっては、現在関係府省において執行的に実施している規制影響分析(RIA:Regulatory Impact Analysis)の手法を活用することが重要と考えられる。

規制改革、民間開放推進会議においては、経済省と連携してこれを推進しており、「規制影響分析(RIA)の執行的実施に関する実施要領」を策定し、各府省の取組の促進を図っているところである。また、物産政策推進会議においては、公共料金分野におけるRIAガイドラインの策定に取り組んでいるところである。

各府省は、規制改革、民間開放推進会議及び経済省と連携しつつ、RIAの執行的実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に、積極的に取り組む。(見基本アDa)

また、経済省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、規制改革、民間開放推進会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている執行的RIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等により積極的に取り組む。評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成18年法律第86号)の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。(見基本アDa)

9 政策評価制度に関する見直しの方向性(抄)

〔平成17年6月17日
総務省〕

II 今後の課題と対応方針

2 重要政策に関する評価の徹底

(規制の事前評価の義務付けに向けた取組)

規制影響分析(Regulatory Impact Analysis:RIA)は、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法であるが、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、各府省において平成16年度から試行的に実施され、17年4月までに41件が実施されたところである。

また、平成17年3月25日に改定された同計画においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等を各府省への提供や調査研究等に、層級別的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進めるとされたところである。

このため、総務省において、各府省が平成16年度から行っている試行的なRIAの実施状況を早急に取りまとめ、公表することとする。

また、今後、各府省が行った試行的なRIAについてより詳細に分析し、評価手法の提案の推進状況について検証するとともに、事前評価を義務付ける対象の合理的な範囲や評価を実施する時点などを早期義務付けに向けた具体的な枠組みの検討を行うこととする。

規制影響分析(RIA)の試行的実施状況について (Regulatory Impact Analysis)

〔平成17年6月29日
総務省行政評価局〕

RIAについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

(「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定))

平成17年6月10日現在、10府省で79件を実施

※ RIAとは…規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。

総務省は、……試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、……「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。

(「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定、17年3月25日改定))

上記79件の概要を取りまとめ、公表。

※ 「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」(平成16年8月内閣府規制改革・民間開放推進室)の項目に沿って概要を取りまとめ。

1 根拠法令別の実施状況

実施要領：可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、軽微等の理由により「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)(以下「パブリック・コメント手続」という。)を行わなかったものについてはこの限りでない。

単位：件、%

府省名	実施件数	規制の根拠法令のレベル			
		法律	政令	省令	告示等
公正取引委員会	3 (3.8)	3 (100.0)	—	—	—
国家公安委員会・警察庁	8 (10.1)	6 (75.0)	2 (25.0)	—	—
総務省	7 (8.9)	2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)	—
法務省	2 (2.5)	—	—	1 (50.0)	1 (50.0)
外務省	1 (1.3)	1 (100.0)	—	—	—
文部科学省	9 (11.4)	—	6 (40.0)	9 (60.0)	—
農林水産省	10 (12.7)	7 (70.0)	3 (30.0)	—	—
経済産業省	18 (22.8)	1 (4.8)	2 (9.5)	15 (71.4)	3 (14.3)
国土交通省	7 (8.9)	6 (85.7)	1 (14.3)	—	—
環境省	14 (17.7)	11 (78.6)	3 (21.4)	—	—
計	79 (100.0)	37 (42.1)	20 (22.7)	27 (30.7)	4 (4.5)

(注) 根拠法令のレベルが複数に該当するものが9件ある。

2 実施内容

○ 規制の目的・内容(規制の新設、廃止等別に区分)

実施要領：可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。

単位：件、%

規制の新設	規制の追加、強化、拡充	規制の緩和	規制の廃止
21 (26.2)	42 (52.5)	14 (17.5)	3 (3.8)

(注) 「規制の新設」と「規制の緩和」の両方に該当するものが1件ある。

16

○ 想定される効果

実施要領：想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。

単位：件、%

効果を記載している		効果を記載していない
定量的に記載	定性的に記載	
3 (3.7)	76 (96.3)	0 (0.0)

○ 想定される負担

実施要領：想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。

単位：件、%

負担を記載している			負担を記載していない
定量的に記載	定性的に記載	現状より負担が増大することは想定されない等と記載	
6 (7.5)	61 (76.3)	9 (11.2)	4 (5.0)

(注) 1 「定性的に記載」と「負担を記載していない」の両方に該当するものが1件ある。
 2 「現状より負担が増大することは想定されない等と記載」9件は、現状より負担が増大することは想定されない、想定される負担なしとするもので、その目的・内容別の内訳は、「規制の新設」2件、「規制の追加等」4件、「規制の緩和」2件及び「規制の廃止」1件
 3 「負担を記載していない」4件の目的・内容別の内訳は、「規制の緩和」2件及び「規制の廃止」2件

17

○ 代替手段との比較考量

実施要領：想定できる代替手段を提示し、……設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。
 なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。
 また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

単位：件、%

代替手段との比較考量を実施している						代替手段との比較考量を実施していない
現状維持と比較考量	現状維持及び規制撤廃と比較考量	現状維持及びその他の代替手段と比較考量	規制撤廃と比較考量	その他の代替手段と比較考量	その他	
36 (45.6)	11 (13.9)	1 (1.3)	3 (3.8)	18 (22.8)	7 (8.8)	3 (3.8)

(注) 1 「代替手段との比較考量を実施していない」3件は、「想定される代替手段がない」とするもの1件、「特になし」とするもの2件
 2 「その他」7件は、他の項目で現状維持との比較考量を行っているとするもの

○ 有識者の見解等

実施要領：審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

単位：件、%

有識者の見解等を記載している		審議会等への付議予定を記載している	記載していない
有識者の見解を記載	審議会等の報告書等を記載		
6 (7.6)	35 (44.3)	1 (1.3)	37 (46.8)

○ 一定期間経過後の見直し(レビュー)

実施要領：RIAを行った規制については、当該RIAに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

単位：件、%

レビューを行う予定であると記載		レビューを行う予定はないと記載	レビューについて記載していない
レビュー時期を特定	レビュー時期を不特定		
42 (53.2)	25 (31.6)	1 (1.3)	11 (13.9)

(注) 1 「レビュー時期を特定」42件は、レビュー実施年度を明記しているもの
 2 「レビュー時期を不特定」25件は、「条約改正時に行う」などとしているもの
 3 「レビューを行う予定はないと記載」1件は、「規制の緩和」を内容とするもの

3 実施時期

実施要領：RIAは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。
 ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布(廃止)時
 ※ ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましい。

(根拠法令が法律)

単位：件、%

当該法律案審議時	当該法律公布時	当該法律施行時	計
36 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	36 (100.0)

実施要領：RIAは、以下の定める時期までに行わなければならないこととする。
 イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時
 ※ あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時まで当該規制を修正する場合は、その時点で改めてRIAを行うものとする。

(根拠法令が政省令等)

単位：件、%

パブリック・コメント実施前	パブリック・コメント実施時	当該規制決定時	当該規制導入時	計
38 (88.4)	5 (11.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	43 (100.0)

(参考)

規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領(抄)

(平成16年8月13日内閣府規制改革・民間開放推進室)

1. 目的等

規制影響分析(RIA)の試行的実施は、規制に係る政策評価についての評価手法の開発及び規制改革の一層の推進に資することを目的として行う。

この実施要領は、RIAについて、その試行的実施のための基本的な指針を定めるものである。

2. 実施細則

(1) 対象

RIAは、可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、軽微等の理由により「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)(以下「パブリック・コメント手続」という。)を行わなかったものについてはこの限りでない。

(2) 実施時期

① RIAは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。

ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布(廃止)時

※ ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましい。

イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時

※ あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時までに当該規制を修正する場合は、その時点で改めてRIAを行うものとする。

ウ 法律による見直し等の検討が加えられている規制については、当該検討結果の公表時

② RIAを行った規制については、当該RIAに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

(3) 分析項目

当面、分析項目は、規制の内容・目的、期待される効果、想定される負担、想定できる代替手段等との比較考量、レビューを行う時期等とし、(略)とする。

各分析項目についての具体的な分析事項例は以下のとおり。

① 規制の内容・目的

当該規制についての簡単な内容、また導入の目的・必要性を記載するとともに、当該規制の根拠条文を明示。

(規制の緩和の場合は、当該規制緩和の内容・目的等を記載するとともに、緩和後の規制について、なおその規制が必要である理由を記載)

② 期待される効果

当該規制に関し、規制実施による関連業界や国民への便益、社会的便益という観点から、その効果について、影響の掃

20

着先を特定しつつ、想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。

なお、「効果」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

③ 想定される負担

当該規制に関し、規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストという観点から、国民等への負担について、影響の掃着先を特定しつつ、想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。

なお、「負担」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

④ 想定できる代替手段との比較考量

想定できる代替手段を提示し、当該代替手段についても上記②、③の分析を行い、設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。

なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。

また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

⑤ 備考

設定・改正しようとする規制に関し審議した審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

⑥ レビューを行う時期

規制は、社会経済情勢の変化に応じ、不断に見直されるべきであることから、規制の導入から一定期間が経過した後、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断することが望まれる。

この観点から、当該規制を行う時期として、当該規制の施行後5年を超えない期間を設定。

(4) 分析の程度

分析の程度については、RIAの試行的実施を通じて検討すべき事項であることから、当面、定量的/定性的という点も含め、RIAを実施する府省の判断にゆだねるものとする。

なお、総務省は、内閣府規制改革・民間開放推進室と連携しつつ、分析手法の開発・向上に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することとする。

(5) RIAの公表等

RIAを実施した府省は、速やかにその結果を内閣府規制改革・民間開放推進室に通知するとともに、原則としてインターネットにより公表しなければならないこととする。

なお、内閣府規制改革・民間開放推進室は、RIAの結果等を各府省より得たときは、速やかにこれを総務省に回報することとする。

3. 附則

RIAの試行的実施は、平成16年10月1日より行うものとする。また、本実施要領については、平成17年3月31日までの間に必要な検討を加えるものとする。

21

○各府省における RIA 試行結果について、総務省行政評価局が参考事例を整理した

平成17年8月現在

11 各府省における RIA 試行結果の参考事例

想定される効果

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される効果の内容(抜粋)	備考
独占禁止法違反行為に対する課徴金賦課(公正取引委員会) >(1)	独占禁止法違反行為に対する課徴金算定率は6%。	課徴金算定率を10%に引き上げる(違反行為を繰り返した場合は15%)。	過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5%(約9割の事案で8%以上)の不当利益があるとみられるため、課徴金算定率を6%から10%に引き上げる(違反行為を繰り返した場合は、15%)ことにより、独占禁止法違反行為が抑止される。	十分な効果が発生する 規制水準を数量的に明示。
危険物地下貯蔵タンクに係るタンク専用室以外の設置方法の廃止 <総務省>(14)	地下に埋設する危険物タンクについては、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。	地下貯蔵タンクについてタンク専用室の省略を禁止する。	(参考) 過去5年間(平成10年~14年)の施設1万件あたりの年間事故発生率 ・タンク専用室または二重殻タンクに設置したもの:0.00 ・タンク専用室以外の方法で設置したもの:0.34	事故発生率の減少という効果を説明するにあたり、過去の事故発生率を参考として明示。
放射性同位元素等の移動使用の対象と使用目的の追加 <文部科学省>(24)	届出で足りることとする放射性同位元素等の移動使用の目的に、「物の組成の調査」が除外されている(使用場所に変更の都度、許可が必要)等。	届出で足りることとする放射性同位元素等の移動使用の目的に、「物の組成の調査」を追加する等。	(受益者:約50事業所(非破壊検査事業者)非破壊検査件数年間約2,000件)	規制緩和による受益事業者数を明示。

想定される負担

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
危険物地下貯蔵タンクに係るタンク専用室以外の設置方法の廃止 <総務省>(14)	地下に埋設する危険物タンクについては、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。	地下貯蔵タンクについてタンク専用室の省略を禁止する。	タンク室省略工事と比較して、概ね、タンク室設置工事は1.5~2.0倍、二重殻タンク(SF)にあっては1.05倍~1.2倍の工事費が必要となる。(遵守コスト) (参考) 設置費用の例 二重殻タンク 約550万円 専用タンク室設置地下貯蔵タンク 約750万円 二重殻タンクについては、危険物の規制に関する規則第62条の5の2により、その外殻を3年に1回、漏れの点検を実施することが必要。(遵守コスト) (参考) 設置30年後までの点検コスト ・二重殻タンク 3万円×(30年÷3年)=30万円 ・二重殻タンク以外 5万円×(15年÷3年)+5万円×15年=100万円 ※二重殻タンクの方が約70万円程度の負担の軽減が得られる。	規制強化による事業者の負担の増減を初期コストと継続的に必要となるコストにより数量的(工事費、点検コスト)に明示。
工事担当者養成課程の認定基準の緩和 <総務省>(16)	工事担当者養成課程の授業方法としては、面接授業によるものしか認めない。	工事担当者養成課程の授業方法について、多様なメディアを利用した授業についても認める。	養成課程実施者において、多様なメディアを利用した授業に必要な設備等の調達経費が必要。媒体、機器構成等により変動すると思われるが、仮にインターネットを利用して行う場合の初期コストは2億円程度と考えられる。	規制緩和の受益事業者の所要経費(初期コスト)を明示。
施設検査、定期検査の対象の見直し等 <文部科学省>(26)	施設検査を必要とする使用・貯蔵等数量(密封された放射性同位元素) ・貯蔵能力が	施設検査を必要とする使用・貯蔵等数量(密封された放射性同位元素) ・1個(1台)で10TBq	新たに検査の対象となる事業者の検査のためのコストは増加する。施設検査、定期検査の1回当たりの手数料は、国が直接検査を実施した場合の現行の手数料に照らせば、25万円程度となる。登録検査機関制度では複数の機関の参入が可能であるため、手数料の適時の見直しや定期確認と同時に受ける場合等の弾力的な料金設定が想定される。これらにより、実際	規制強化による事業者の負担を初期コストと継続的に必要と

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
	37TBq以上 (密封されていない放射性同位元素) ・ 貯蔵能力が740MBq以上 定期検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封された放射性同位元素) ・ 貯蔵能力が111TBq以上 (密封されていない放射性同位元素) ・ 貯蔵能力が740MBq以上	以上 ・ 貯蔵能力が10TBq以上 (密封されていない放射性同位元素) ・ 下限数量の10万倍以上 定期検査を必要とする使用・貯蔵等数量 (密封された放射性同位元素) ・ 1個(1台)で10TBq以上 ・ 貯蔵能力が10TBq以上 (密封されていない放射性同位元素) ・ 下限数量の10万倍以上	の手数料は適正な価格に収束していくものと考えられる。(遵守コスト) 今後検査の対象でなくなる事業者は、施設検査、定期検査に係るコストが解消されることとなる。 ○ 密封された放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる放射性同位元素を使用している使用者 約40事業所 ○ 密封されていない放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる貯蔵能力を有している使用者 約140事業所 ○ 従来検査対象であり、改正後は検査対象ではない貯蔵能力等の使用者 約40事業者	なるコストにより数量的(検査手数料)に明示。 規制強化により負担増となる事業者数と規制緩和により負担減となる事業者数を明示。
高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定の対象の拡大 <文部科学省> (30)	全日制高等学校では、高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定は認められていない。	全日制高等学校においても、高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定を可能とする。	今回の措置によって、対象者すべてのコストが上昇することはないが、同試験を受験する場合には、例えば、次のようなコストが発生する。 ○ 高等学校卒業程度認定試験の受験料 7科目以上：8000円、4～6科目：6000円、3科目以下：4000円 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格者等に対する合格証明書交付料等250円(遵守コスト)	規制緩和の受益者の所要経費(受験料等)を明示。
農業協同組合における子会社等調査の対象の	農業協同組合に対する検査・監査に当たって、被検査・監査租	農業協同組合に対する検査・監査に当たって、実質支配連合会	被検査・監査対象組合の業務及び会計の状況等を検証する上で必要な限度で、実質支配連合会は検査等を受ける義務が生じる。(検査官等3人×5日程度)	規制強化による事業者の負担を数

24

規制名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	想定される負担の内容(抜粋)	備考
拡大 <農林水産省> (31)	会が実質的に支配する農業協同組合連合会(以下「実質支配連合会」という。)の経営内容の情報は、任意の提供に委ねている。	経営内容も含め、検査対象とする。		量的(検査延べ日数)に明示。
水産業協同組合法施行令に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合の常勤監事の設置基準 <農林水産省> (33)	貯金等の合計額500億円以上の漁業協同組合等については、常勤監事の設置が義務付けられている。	常勤監事の設置義務を、貯金等の合計額200億円以上の漁業協同組合等に拡大する(厳格化)。	新たに常勤監事の設置が義務付けられる漁協等において、次の遵守コストの発生が予想される。 常勤監事の設置に要する年間経費増加額：約500万円(全34漁協連の平成15年度の常勤監事に対する報酬の平均値) ① 平成17年4月1日において当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数：2漁協 ② ①以降、平成19年度までに当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数：2～3漁協	規制強化による事業者の負担を数量的(人件費)に明示。 規制強化により負担が生じる事業者数を明示。

25

代替手段との比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
液化石油ガス器具等(高圧ホースカップリング)の拡充及び規制品目拡充等による技術基準の改正 <経済産業省>(42)	カップリング付高圧ホースは、規制対象品目に入っておらず、これに対応する技術基準も規定されていない。	カップリング付高圧ホースを規制対象品目に加えるとともに、これに対応する技術基準を規定する。	代替手段としては、現状維持及び民間自主規格が考えられるが、安全措置を規制の対象として、その安全性の確保を義務化することにより、基準策定や届出に係る行政コストや事業者によるコスト増加が想定されるものの、重大な社会的影響を与え得る質量販売独特の事故の低減が迅速かつ確実に図られる。また、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるだけでなく、体積販売においても自替交換時のヒューマンエラー事故防止、配送の合理化にも寄与する。 ※ 検討要素ごとに、◎、○、△で、メリット、デメリットを比較	規制以外の手段(民間自主規格)と比較
性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務 <警察庁>(9)	性風俗関連特殊営業を営む者が、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判別することができる仕組みが構築されていない。	公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営む者から届出書の提出があったときは、当該届出書の提出者に届出受理書を交付することとする。 性風俗関連特殊営業を営む者は、届出受理書を、その営業所等に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこととする。	代替手段としては、「公安委員会が届出書を提出した業者の一覧表を作成し、公表する」ことが考えられるが、その場合、届出受理書の交付と同様に、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判断できるが、関係者にとって、公安委員会に赴いて一覧表を閲覧することやホームページ上で届出書を提出した業者を検索することは、性風俗関連特殊営業を営む者に届出受理書の提示を求めることに比べて負担が重く、また、ホームページの更新等の行政コストも届出受理書の交付に比べて大きい。	規制以外の手段(行政側による届出業者の公表)と比較
中型自動車による	新たに自動車の種類	中型自動車に係る使	代替手段としては、「中型自動車の運転者が違反行為をした場合にお	他の規制

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
る違反行為に対する使用制限命令の期間 <警察庁>(10)	として中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)が設けられたため、これに対応し、運転者が常習的に違反行為をした場合における使用制限命令の期間を定める必要がある。	使用制限命令の期間を大型自動車と同じ3月とする。	る使用制限命令の期間を大型自動車に係るものよりも短縮する」ことが考えられるが、その場合、中型自動車による違反行為が、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれ、大型自動車による違反行為と同様であるにもかかわらず、常習的な違反行為の抑止が不十分となる。	手段(より短い期間)と比較
紛失した旅券に関する届出による失効制度の導入 <経済産業省>(21)	紛失した旅券が失効するのは、当該旅券の再発行申請に係る旅券が再発行され、又は、紛失した旅券に代えて補填のための旅券が発行された場合に限られている。	紛失した旅券の届出に基づき当該旅券を失効させることとともに、その際の旅券名義人の出頭を義務付ける。	代替手段としては、「届出の際の出頭を義務付けず、郵送やオンラインでの届出を認める」が考えられる。その場合でも、紛失した旅券を失効できるが、第三者による届出による不正失効の可能性があり、旅券の正当な所持人の出入国が阻害され海外における諸活動に重大な支障を及ぼす可能性がある。 そこで、不正な届出を防止し、日本旅券の国際的信用を維持し、もって国民の円滑かつ安全な海外渡航を確保するためには、出頭を義務付けて厳格な本人確認を実施する必要があるため、本件規制を採用することで適切な失効措置を講じることが妥当と考える。	他の規制手段(郵送・オンラインでの届出)と比較
特定許可使用者、許可廃業業者に係る定期確認の期間 <文部科学省>(27)	新たに安全管理の状況(ソフト面)を確認する定期確認制度が設けられたため、これに対応し、定期確認を受けなければならない期間を定める必要がある。	定期確認を受けなければならない期間を、定期検査(ハード面)を受けなければならない期間と同じとする。 ○ 密封された放射性同位元素を使用する特定許可使用者 5年ごと ○ 放射線発生装置を使用する特定許可使	代替手段としては、より長期に期間を設定することが考えられるが、昨今の放射線利用に係る事故の事例では、施設自体の健全性(ハード面)に起因したもののよりも、ずさんな管理など取扱い(ソフト面)の安全性に起因したものが増加しており、このことからより頻りに個々の事業者の取扱いについて、その遵守状況を確認することが必要と考えられる。他方、個々の事業者に対して定期検査(ハード面)が実施されている現状から、これと同時に定期確認が行えるよう期間を設定することにより、定期確認のためのコストがおさえられ、より少ないコストで効果的に安全性の確保が図られると考えられるため、定期検査と同じ期間とすることが妥当と判断した。	他の規制手段(より長い期間)と比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
		用者 5年ごと ○ 密封されていない放射性同位元素を使用する特定許可使用者 3年ごと ○ 許可廃棄業者 3年ごと		
第2種特定海洋生物資源の指定 <農林水産省>(32)	「いかなご」及び「やりいか」については、漁獲努力量の総量管理制度の対象資源(第2種特定海洋生物資源)とされていない。	「いかなご」及び「やりいか」を第2種特定海洋生物資源に追加する。	代替手段としては、第1種特定海洋生物資源に指定し漁獲量を削減する方法が考えられるが、「いかなご」及び「やりいか」のように資源量の変動が激しい魚種又は推定資源量に相当な幅が出る魚種については、過剰に漁獲を抑制したり、過剰に漁獲してしまう可能性がある。	他の規制手段(漁獲量を削減する方法)と比較
水産業協同組合 法施行令に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合の常勤監事の設置基準 <農林水産省>(33)	貯金等の合計額500億円以上の漁業協同組合等については、常勤監事の設置が義務付けられている。	常勤監事の設置義務を、貯金等の合計額200億円以上の漁業協同組合等に拡充する(厳格化)。	代替手段としては、外部監査機能の強化が考えられるが、外部監査機能の強化については、既に、平成16年4月1日に実施基準の厳格化を実施しているところであり、外部監査と内部監査の実施水準のバランスを図ることが適当であると考えられることから、今回、内部監査の機能強化を図るものである。	他の規制手段(外部監査機能の強化)と比較
JISマーク表示制度における登録認証機関の登録有効期間 <経済産業省>	現在のJISマーク表示制度の認証主体は国(指定認定機関)であり、登録認証機関の規定はない。	新JISマーク表示制度の認証主体は、民間の登録認証機関となるため、その登録の有効期間を4年とする。	代替手段としては、「3年以上4年未満」及び「4年超」が考えられるが、認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議で定めた認証機関の認定に関する要求事項のガイダンスでは、認定の更新期間を4年とすることが推奨されている。これと整合させることにより、この制度の信頼性が国際的にも認知され得るものとなり、国際的なワンストップ・テストイン	他の規制手段(より長い期間・短い期間)と比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
(45)			グの実現を容易にし、ひいては製品認証に関する社会的なコストの低減を図ることが容易になる。	
第一種特定化学物質の指定 <環境省>(67)	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール及びヘキサクロロブタン-1, 3-ジエンの2物質は、第一種特定化学物質に指定されていない。	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール及びヘキサクロロブタン-1, 3-ジエンの2物質を、第一種特定化学物質に指定する。	代替手段として、製造・輸入を認めつつ、使用、廃棄段階で環境中への排出を一定量以下に規制する方法も考えられる。しかし、本件化学物質は難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有し、一旦環境中に放出された場合には長期にわたって環境を汚染し人の健康を損なうおそれがある一方、現時点では製造、輸入が行われていないと考えられることから、製造、輸入を規制(事実上禁止)することが効果的かつ効率的と考えられる。	他の規制手段(排出規制)と比較
産業廃棄物管理票保存の義務付け <環境省>(68)	省令で産業廃棄物管理票の保存は義務付けられていたが、違反した業者に罰則を科していない。	法律で産業廃棄物管理票の保存を義務付けるとともに、違反した業者に罰則を科すこととする。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し産業廃棄物管理票の保存を奨励することが考えられるが、処理業者が保存することにより不利益を生ずると判断した場合は、意図的に産業廃棄物管理票を処分するおそれがあり、その場合は排出事業者責任の追及が困難になる。従って、処理業者の事務負担の増加も見込まれないため、当該規制は代替手段に比べ効果的かつ効率的なものであると考えられる。	規制以外の手段(行政指導・普及啓発等)と比較
欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け <環境省>(70)	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者が行政(許可権者)が把握する仕組みが構築されていない。	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者は、その旨を行政(許可権者)に届出することを義務付ける。	代替手段として、一定期間ごとに許可業者・施設設置者が欠格要件に該当しているかを行政が把握することが考えられるが、業者・施設設置者の役員や政令で定める使用人等について、定期的な犯罪照会等を行う必要があり、行政の負担が大きく、非効率である。従って、当該規制は代替手段に比べ効果的かつ効率的なものであると考えられる。	規制以外の手段(行政側の自発的確認)と比較
平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場の維持管理積立金制度の対象への追加	平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場は、維持管理積立金制度の対象となっていない。	平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場を、維持管理積立金制度の対象とし、積み立てを義務付ける。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し積立金を奨励することが考えられるが、廃棄物の最終処分場は、収益が発生する時期(埋め立てている時期)と専ら費用が発生する時期(埋め立て終了後の管理期間)にギャップがあることから、行政指導又は普及啓発等で、専ら費用が発生する時期に十分な積立がなされないおそれが高い。従って、当該規制は代替手段に比べ効果的かつ効率的なものであると考えられる。	規制以外の手段(行政指導・普及啓発等)と比較

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
<環境省>(73)			る。	
特定原動機の種類指定 <環境省>(74)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車に係る特定原動機の種類指定制度を導入する。	代替手段として、型式を指定せず個別の確認を求められることも考えられるが、特定原動機技術基準を満たしているかどうかを特定特殊自動車製作等事業者及び使用者が判断することが困難になることが考えられ、型式を指定する方が効果的かつ効率的と考えられる。 また、型式指定を義務付けることも考えられるが、技術基準を満たしていないものの使用を禁止していることから、製作者及び輸入者に対する過剰規制となると考えられる。	他の規制手段(個別確認及び型式指定の義務付け)と比較
特定特殊自動車の型式届出 <環境省>(75)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車の型式届出制度を導入する。	代替手段として、型式の指定を行うことも考えられるが、事業者が自ら基準に適合していることを検査し、確認する型式届出よりも事業者の負担が軽くなる。 型式の届出もせず個別の確認を求められることも考えられるが、特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかを使用者が判断することが困難になることが考えられる。	他の規制手段(型式指定及び個別確認)と比較
特定特殊自動車の使用の制限 <環境省>(76)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	基準適合表示又は少数特例表示が付けられている特定特殊自動車であれば使用を認めない。	代替手段として、基準に適合しない特定特殊自動車の販売を禁止する販売規制とすることも考えられる。 しかし、販売規制とした場合、経済活動を直接に規制することになる上、販売された後の不正改造、故障等に対応できない。また、公道を走行する(オンロード)の特殊自動車は使用規制となっていることから、同一の特殊自動車であっても公道の走行の有無によって規制手法が異なることとなり、法的安定性を害する。このため本法律のような使用規制の方が合理的である。	他の規制手段(販売規制)と比較
特定原動機検査機関の登録 <環境省>(77)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車に係る特定原動機の種類指定制度の導入に当たって、検査を登録機関が行うことができることとする。	代替手段として、何らの制限なく特定原動機検査を行うことができることや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定原動機技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているか	規制しない場合及び他の規制手段(指定法人)と比較

30

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	代替手段との比較(抜粋)	備考
	ない。	行うことができることとする。	どうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。	制)と比較
特定特殊自動車検査機関の登録 <環境省>(78)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車の型式届出制度の導入に当たって、確認を登録機関が行うことができることとする。	代替手段として、何らの制限なく特定特殊自動車検査を行うことができることや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。	規制しない場合及び他の規制手段(指定法人)と比較

31

有識者の見解等

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	有識者の見解等	備考
性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務<条例第9>(9)	性風俗関連特殊営業を営む者が、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判別することができる仕組みが構築されていない。	公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営む者から届出書の提出があったときは、当該届出書の提出者に届出受理書を交付することとする。 性風俗関連特殊営業を営む者は、届出受理書を、その営業所等に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならぬこととする。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が見込める対策とされた。	研究会の結果を記載。
※(4)～(8)についても同様の記載				
紛失した旅券に関する届出による失効制度の導入<外務省>(21)	紛失した旅券が失効するのは、当該旅券の再発給申請に係る旅券が発行され、又は、紛失した旅券に代えて補国のための渡航書が発行された場合に限りされている。	紛失した旅券の届出に基づき当該旅券を失効させることとともに、その際の旅券名義人の出頭を義務付ける。	平成16年10月の海外交流審議会答申において、渡航文書に関する犯罪防止への国際的取組みに貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な海外渡航を確保することとなっている。	審議会等の答申内容等を記載。
下水道に接続する事業者に対する事故時の措置の義務付け等	特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生しても、特定事業場が	特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生した場合、特定事業	平成15年4月の社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会下水道・流域管理小委員会の答申「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあるべきか」において、講ずべき施策として、「工場等の事業者が氷質事故発生時に応急措置を	審議会等の答申内容等を記載。

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	有識者の見解等	備考
<国土交通省>(59)	下水道を排除して公共下水道を使用する者は、応急の措置を義務付けられていない。また、公共下水道管理者に事故の概要及び講じた措置の届出も義務付けられていない。	場から下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、応急の措置を義務付けるとともに、公共下水道管理者に事故の概要及び講じた措置を届出することも義務付ける。	講じ、下水道管理者への報告を義務付ける制度を整備」と記載。	
産業廃棄物管理票保存の義務付け<環境省>(68)	省令で産業廃棄物管理票の保存は義務付けられていたが、違反した業者に罰則を科していない。	法律で産業廃棄物管理票の保存を義務付けるとともに、違反した業者に罰則を科することとする。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「不適正処理事業における排出事業者責任をより効果的かつ適正に追及するため、運搬又は処分を受託した処理業者に対し、マニフェスト(又はその写し)を保存する義務を課すとともに、義務に違反した場合は措置命令の対象者として追加し、罰則を科すべきである。」とされている。	審議会等の答申内容等を記載。
特定原動機の型式指定<国土交通省>(74)	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)からの排出ガスについての規制を行っていない。	特定特殊自動車に係る特定原動機の型式指定制度を導入する。	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。	審議会等の答申内容等を記載。
特定施設(水質基準対象施設)<環境省>(79)	ダイオキシソ類を含む汚水又は廃液を排出する ① 担体付き触媒の製	ダイオキシソ類を含む汚水又は廃液を排出する ① 担体付き触媒の製	平成16年度ダイオキシソ類未規制発生源調査検討会(平成17年2月)において、左記①から③の施設において、ダイオキシソ類が非意図的に生成されることが指摘されている。	審議会等の答申内容等を記載。

規制(府省)名	現行の規制内容	規制の新設・改正内容	右識者の見解等	備考
	造の用に供する施設 ② 使用済みの担体付 き触媒からの金属の 回収の用に供する施 設 ③ フロン類の破壊の用 に供する施設 については、特定施設 (水質基準対象施設)と されていない。 また、特定施設を設 置する事業場に対し、 排水水の測定を義務付 けていない。	造の用に供する施設 ② 使用済みの担体付 き触媒からの金属の 回収の用に供する施 設 ③ フロン類の破壊の用 に供する施設 を特定施設(水質基準 対象施設)に追加し、設 置する際の届出を義務 付ける。 また、特定施設を設 置する事業場に対し、 排水水の測定を義務付 ける。		

(その他参考情報)

○ 経済産業省では、平成16年度経済産業省事後評価実施計画に基づき、法令に基づく規制について規制影響評価を実施し、その結果を平成17年3月31日に規制影響評価書(中間・事後評価)として公表。(53法律)

なお、このうち立入検査制度を有する5法律については、別途立入検査評価を実施し、その結果を平成17年3月31日に公表。

RIA試行結果の根拠法令整理表

規制の根拠となる法令が、どのような体系となっているか、実態を6/29に公表した79件で総務省行政評価局が分析

○ 法律のみ	: 36件	○ 法律—政令	: 16件	○ 法律—政令—省令	: 4件
		○ 法律——省令	: 19件	○ 法律——省令—告示	: 2件
		○ 法律————告示	: 1件		
		○ 法律——省令—告示	: 1件		

※枠で囲んだ部分はRIAの主な対象とした法令等

13 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する附則を公表し、もつて効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(政策評価の在り方)

第3条 行政機関は、その所管に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、これを基礎として、必要性、効果性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 1 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 2 政策の特性に応じて客観的検証を有する者の知見の活用を図ること。

(事前評価の実施)

第9条 行政機関は、その所管に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政府で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

1 当該政策に基づき行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実施を目標とする効果を生ずることができるとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

2 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

(評価書の作成等)

第10条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 1 政策評価の対象とした政策
- 2 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- 3 政策評価の観点
- 4 政策効果の把握の手法及びその結果
- 5 学識経験者有する者の知見の活用に関する事項
- 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- 7 政策評価の結果

2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

第11条 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

14 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)(抄)

(法第9条の政令で定める政策)

第3条 法第9条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をとする行政機関の長(法第2条第2項第2号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第4号に掲げる機関にあつては総務大臣)が共同で発する命令で定めるものを除く。

一 個々の研究開発(人文科学のみに係るものを除く。次号において同じ。)であつて10億円以上の費用を要することが見込まれるもの実施を目的とする政策

二 個々の研究開発であつて10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

三 道路、河川その他の他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業(施設の維持又は修繕に係る事業を除く。次号において単に「個々の公共的な建設の事業」という。)であつて10億円以上の費用を要することが見込まれるもの実施を目的とする政策

四 個々の公共的な建設の事業であつて10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

五 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力(条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに厳格な関連性を有する事業のための施設(船艇を含む。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。))を目的として行われるものに限り、)であつて当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域にとつて重い負担とならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付けられているものである)であつて、国際協力銀行法(平成11年法律第95号)第23条第2項第1号の規定に基づき外務大臣が定める者に対し、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る。)であつて当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるもの実施を目的とする政策

15 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（定款） ※行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）による改正後

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七（略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める名に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分）の要件を定める告示を含む。次条第1項において単に「命令」という。又は規則
ロ 審判基準（申請により求められた訴訟同等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を達成するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれら行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（適用除外）

第3条（略）

2 次に掲げる命令等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。

・ 法律の施行期日について定める命令

二 恩赦に関する命令

三 命令又は規則を定める行為が処分に関する場合における当該命令又は規則

四 法律の規定に基づき施設、区画、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則

五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等

六 審判基準、処分基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める
機軸の判断により公にされるもの以外のもの

3 第1項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出（前条第7号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為に
ついては、次章から第6章までの規定は、適用しない。

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関がこれらの機関又は団体に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格に
おいて当該処分の名を有するものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体に対する届出（これらの
機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この法律の規定は、
適用しない。

2-3（略）

4 次に掲げる命令等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。

一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

二 皇室典範（昭和22年法律第3号）第26条の皇統譜について定める命令等

三 公務員の礼式、服制、薪俸、教育訓練、表彰及び報酬並びに公務員の間における競争試験について定める
命令等

四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計並びに定めたる命令等（入札の参加者の資格、入札保証金その他
他）又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方となる者に関する者に係る事項を定める命令等を除く。）並
びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等（国又は地方公共団体が財産及び物
品を貸し付け、交換し、売却し、借り払い、譲渡し、信託し、若しくは出賃の目的とし、又はこれらに私権を定ずることに
ついて定める命令等であって、これらの行為の相手方又は相手方となる者に係る事項を定めるものを除
く。）

五 会計検査について定める命令等

六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第11章に
規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体と
の関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等（第1項の規定によりこの法律の規定を適用し
ないこととされる処分に係る命令等を含む。）

七 第2項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理につ
いて定める命令等（これらの法人に対する処分であって、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する取
り扱を行う処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係
る命令等を除く。）

第6章 意見公募手続等

（命令等を定める場合の一般原則）

第38条 命令等を定める機関（協議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各
大臣。以下「命令等制定機関」という。）は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる
法令の趣旨に適合するものとなるようにならなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定める後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を
勘査し、必要に応じて、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を
示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出
先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的に明瞭な内容のものであつて、かつ、当該命令等の題名及
び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上となければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を
実施することが困難であるとき。

二 材料すべき金額について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金額の額の算定の基礎となるべき
金額及び率並びに算定方法についての命令等その他の当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定
めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金額の給付決定を行うために必要となる当該金額の額の算定の基礎となるべき金額
及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定す
る委員会又は内閣府設置法第37条若しくは第54条若しくは国家行政組織法第8条に規定する委員（以下「委員
会等」という。）の設置を命ずることとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整
を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもつて組織される委
員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。
六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は世用について必要な技術的調整を定める命令等を定めよう
とするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。
八 国の制定又は改正に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することと必要とな
り、軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めることとするとき。

（意見公募手続の特例）

16 諸外国のRIAの取組例
～「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」報告書（平成16年7月22日）より～
【RIA実施の範囲】

○ 諸外国のRIA制度では、下図に示されるように、義務付け対象とする規制について、①一部の規制を対象外とするケース（議会での検討過程を経ることとなる法律や、事業者等に多大な影響を及ぼさない規制等を分析対象外とする等）や、②一部の規制に対してより詳細な分析を求めたケース（事業者等に多大な影響を及ぼす規制等）があるなど、規制の内容（影響の度合い）等により、対象や分析に求める水準についての絞り込みを行っている。
○ ただし、法律を義務付け対象外としている国においても、法律案は民意を代表する議会において民主的手続にしたがって十分に討議を通じて評価されているという明確な考え方に基いて判断がなされていること、また法律の委任に基づき規制に関する事実上の仕事を詳細に規定する個別の「運用規則」や「実施手順」等についてはRIAの義務付け対象となっている。

四表 諸外国におけるRIA実施の義務付け対象範囲

	米 国	カナダ	英 国	豪 州	ニュージーランド
評価対象	下位法令 (法律対象外)	下位法令 (法律対象外)	法律・ 下位法令	法律・ 下位法令	法律・ 下位法令
年間件数	約 70 件	約 1,000 件 (以下の「主要な規則」はその約10%)	約 150 件	約 100 件	-
備 考	議会の検討過程を経る法律は民主的な議会に委ねる、という考え方に基き分析対象外 主要な規則（年間1加ドル以上の費用、一般市民の受容性が低いとされるもの）が分析対象（※）	議会の検討過程を経る法律は民主的な議会に委ねる、という考え方に基き分析対象外 主要な規則（5千ドル以上の費用、一般市民の受容性が低いとされるもの）はより詳細な分析を要する	事業者等での費用発生・費用削減効果がある、事前に定められた方式により自動的に改定される法律の改定は分析対象外	事業者等に間接的・間断的な影響を及ぼさない規制、既存規制の微細な修正・自動的な修正等は分析対象外	

※ 大統領令12866第3条(f)(1)で定義される「Significant Regulatory Action（重要な規制）」Effect on the Economy（経済的影響）」の状であり、数値目標化されたインパクト（すなわち税収増）が大きい規制との意味である。

第40条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができる。この場合においては、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 命令等制定機関は、委員会等の意見を聴き、命令等を定めようとする場合（前条第4項第4号に該当する場合を除く。）において、当該委員会等の意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(意見公募手続の周知等)
第41条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たっては、必要に依り、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関する情報の提供に努めなければならない。

第42条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)
第43条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めようとする場合には、当該命令等の公布（公布をしないもの）にあつては、公にする行為、第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 命令等の題名
- 二 命令等の案の公示の日
- 三 提出意見（提出意見がなかった場合には、その旨）
- 四 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等の案を含む。）及びその理由
- 2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に依り、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後述第2号、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公示しなければならない。
- 3 命令等制定機関は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めようとする場合には、その旨（別1号及び第2号に掲げる事項を連やかに公示しなければならない。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を連やかに公示しなければならない。
- 5 命令等制定機関は、第39条第3項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しない場合において、命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち命令等の案の公布については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一 命令等の題名及び趣旨
二 意見公募手続を実施した旨及びその理由
(公示の方法)

第45条 第39条第1項並びに第43条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）、及び第5項の規定による公示は、電子情報処理機構を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に關し必要な事項は、総務大臣が定める。
(施行期日)
第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第8条の規定は、公布の日から起算して、

